

## ○配置予定技術者の事前確認事務処理要領

(平成 22 年 4 月 30 日決裁)

改正 平成 22 年 10 月 21 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市が発注する、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）について、適正な施工体制の確保を図るとともに技術と経営に優れた建設業者の受注機会の拡大を図るために、配置予定技術者の確認事務を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 配置予定技術者の確認とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により配置が義務づけられている主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）が適正であることについて、入札の結果、契約を締結する候補となる者（以下「落札候補者」という。）に契約締結前に確認することをいう。

(対象)

第 3 条 配置予定技術者の確認の対象は、指名競争入札で発注しようとする、工事一件の請負代金の額が 500 万円以上の建設工事とする。

(配置予定技術者の報告)

第 4 条 前条に規定する対象工事にあつては、落札候補者は、配置予定技術者を 1 名選任し、配置予定技術者報告書（別記様式）（以下「報告書」という。）を契約締結前に提出しなければならない。

2 落札候補者は、前項により提出した配置予定技術者を当該工事に配置しなければならない。ただし、病気、死亡、退職等の特別な場合に限り、変更することができる。

(配置予定技術者の確認)

第 5 条 配置予定技術者の確認の内容は、次に掲げる内容とする。

(1) 法第 26 条第 3 項の規定による建設工事（以下「専任工事」という。）の技術者が他工事と重複されて配置されていないこと。

(2) 監理技術者にあつては、法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、法第 26 条第 4 項の規定による監理技術者講習を受講していること。

(3) 技術者が開札日以前に落札候補者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、専任工事以外の建設工事については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- 2 発注者は前項の内容を、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス、監理技術者資格者証及び健康保険被保険者証等により確認しなければならない。

(入札辞退)

第6条 入札参加者は、次に掲げる場合は、入札を辞退しなければならない。

- (1) 報告書を提出できない場合
- (2) 専任工事で、技術者を専任で配置できない場合

(落札の決定等)

第7条 市長は、入札の結果、落札候補者より報告書を提出させ、第5条の規定に基づき確認し、適正と認めた場合は落札決定の通知をする。ただし、落札候補者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定する建設工事については、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内）の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者から順に報告書を提出させ、落札決定の通知をする。

- (1) 報告書に虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合
- (2) 配置予定技術者が配置できない場合

- 2 前項の規定により落札候補者がした入札が無効になった場合は、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成22年4月30日決裁）に基づいて、指名停止を行うこととする。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成22年10月21日決裁)

この要領は、平成22年10月22日から施行する。

別記様式(第4条関係)

別記様式（第4条関係）

配置予定技術者報告書

年 月 日

沖縄市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

工 事 名	
職 名	主任技術者 ・ 監理技術者
配置予定技術者の氏名	
技 術 者 の 資 格	

添付書類

1. 上記工事の技術者となれる資格等の写し
2. 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表裏）及び監理技術者講習修了証の写し
3. 配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、健康保険被保険者証等の写し